

東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め 責任ある対応を求める意見書

去る7月5日、衆参両院議長に対し国会事故調査委員会から東京電力福島第一原子力発電所事故に関する報告書が提出されました。この中で、地震や津波などの自然現象を起因とするシビアアクシデント（過酷事故）への対策として、その必要性を認識しながら当然に備えておくべき対策を怠ったこと。また、これまでのスリーマイル島事故やチェルノブイリ事故などの世界的な原発事故等の教訓を踏まえ、原子力発電を扱う先進各国がその安全対策を講じてきているにもかかわらず安全対策が取られないまま、その対応を先送りしてきたことを指して、今回の事故を「自然災害」ではなく「人災」と断定しています。

このことは、これまで国策として原子力行政を推進してきた国の責任が極めて重大でありその責任は免れないことを示しています。

依然として、事故は収束しておらず被害も継続しており、被災市町村は今なお、その対応に追われています。

よって、国会事故調査委員会が「人災」であると断定したことを踏まえて、下記のとおり

り対策を求めます。

記

- 1 国は、速やかに今回の事故を「人災」と認め、低線量地を含めすべての被災者に責任ある対応をとること。
- 2 避難を余儀なくされた被災者及び自主避難者が一刻も早くふるさとに帰還できるよう、国が主体的に取り組むこと。
- 3 破損した原子炉をはじめ、原子力プラントの早急な収束に向けて取り組みを強めること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成24年9月24日

福島県伊達市議会議員 吉田 一政

内閣総理大臣	野田 佳彦 様
経済産業大臣	枝野 幸男 様
環境大臣	細野 豪志 様
復興大臣	平野 達男 様
文部科学大臣	平野 博文 様

議決結果		賛成・反対	議席番号 議員名																										議案等			
			26 吉田 一政	25 齋藤 和人	24 佐藤 勲	23 松本 善平	22 八巻 善一	21 滝澤 福吉	20 半澤 隆	19 原田 建夫	18 菅野 富夫	17 佐々木英章	16 清野 公治	15 熊田 昭次	14 高橋 一由	13 安藤 喜昭	12 中村 正明	11 菅野與志昭	10 大條 一郎	9 佐藤 実	8 小野 誠滋	7 大橋 良一	6 佐々木 彰	5 菊地 邦夫	4 大和田俊一郎	3 丹治千代子	2 佐藤 直毅	1 菅野 喜明				
議決結果	賛成・反対	賛成19・5反対	賛成19・5反対	賛成24・0反対	賛成0・24反対	議長は採決に加わらない。 賛成○、 反対●																										議案第89号 平成24年度伊達市一般会計補正予算（第2号）
可決	可決	可決	可決	否決	議員発議第2号 福島県商業まちづくりの推進に関する条例の廃止を求める決議																											
																																議員発議第3号 東京電力福島第一原子力発電所事故を「人災」と認め責任ある対応を求める意見書
																																陳情第4号 山林に対する固定資産税の免税措置に関する陳情書

※これ以外の案件等は全会一致で可決承認されています。

9月定例会賛否一覽表

福島県商業まちづくりの推進に関する条例の廃止を求める決議

近年、大型店の新規出店については、改正まちづくり三法の施行後全国的にも減少傾向にはあるが、特に福島県においては「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の施行により、調整の対象となる大規模商業施設の新規立地がないうえ、中心市街地においても大型店の撤退・閉店に歯止めがかからず、加えて道路・交通網の整備などもあり、隣県等に立地する大型ショッピングセンターやアウトレットモールへの消費の流出が一層進む状況となっている。

このような中、昨年の東日本大震災は、地震及び津波により本県に甚大な被害をもたらすとともに、同時に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故が県民の生活に多大な影響を与えており、今なお多くの住民が避難や放射能に怯える生活を余儀なくされている。また、産業経済に与えた影響も大きく、収入の低下、事業所の閉鎖、失業など深刻な危機をもたらしている。

この震災及び原発事故は、本県の実生活環境や産業・経済の基盤を大きく揺るがすものであり、あらゆる知恵と力を結集し、徹底した除染による環境回復はもとより迅速で可能な限りの対策を実施し、一日も早い安全・安心の回復と避難者の帰還及び住民生活の安定を

実現しなければならない。

特に今後の復興においては、住民の帰還や生活の安定を図るうえで、大きなダメージを受けた地域経済の立て直しと、雇用の確保が極めて重要であるが、原発事故の影響もあり大変困難な状況にある。また、今回の復興は、単なる震災前への原状回復にとどまることなく、将来を見据えさらなる発展を目指すものであり、思い切った施策を実施し、本県への投資の拡大による新たな商工業の立地を進め、地域経済の活性化及び雇用の創出を図っていくことが必要である。

しかしながら、県が制定した「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」による商業施設の出店調整は、本県への積極的投資や魅力ある商業施設の立地を阻害し、市町村が進める復興の大きな障害になっている。

よって、県においては、一日も早い県内市町村の均衡ある復興・発展のため、早期に「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を廃止するよう強く要望する。

以上、決議する。

平成24年9月24日

伊達市議会

県への要望活動

去る10月1日、決議に基づき、県及び県議会へ要望活動を行いました。

要望は、復興に向け、地域経済の活性化、雇用創出が求められる中、条例により県への商業施設の立地が阻害され、復興の妨げとなっていることから、条例の廃止を求めたもので、正副議長及び5会

派の代表が、県議会議長、県議会各会派及び商工労働部長に要望書を手渡し、要望の趣旨を説明し、廃止を求めました。

県は現在、見直し作業を進めていると説明したが、伊達市議会としては、今後のまちづくりや地域の活性化を図るためには、見直しでなく廃止だと強く訴え、理解を求めました。



吉田議長より伊東福島県商工労働部長へ手渡した。